

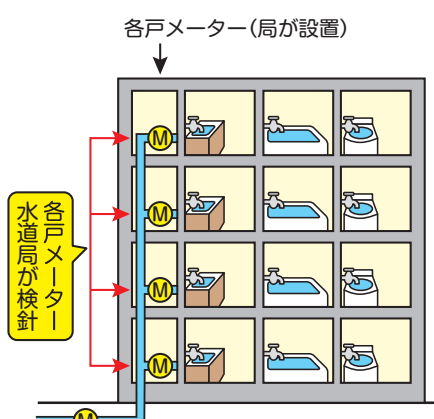
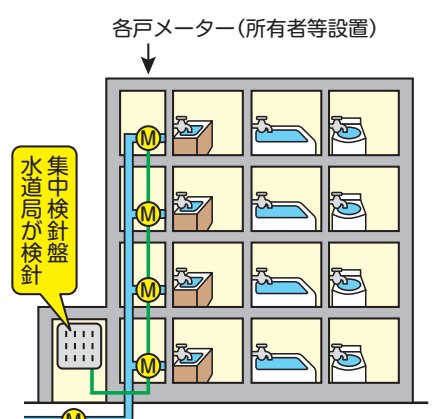
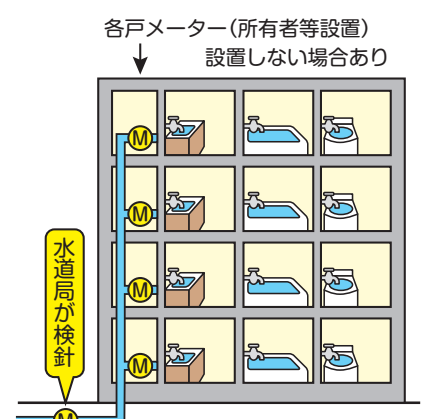
水道局からのお知らせ

共同住宅における検針及び徴収

水道局では、お客様にわかりやすく、所有者・管理会社の方にも便利な「普通式」をお勧めしています。

共同住宅における検針及び徴収には、「普通式」、「遠隔式」及び「一括式」という3つの制度があります。

新たに共同住宅を建築し、「普通式」を申請されるお客様のほか、これまで「遠隔式」や「一括式」をご利用されているお客様も水道局が定める一定の条件（※下記参照）を満たすことにより「普通式」に変更ができます。

各戸検針・各戸徴収		一括検針・一括徴収
<p>普通式</p> <p>水道局が一戸建て住宅と同じように共同住宅の各戸にメーターを設置し、各戸メーターの検針及び水道料金等の徴収を行う方式</p> 	<p>遠隔式</p> <p>建物の所有者等が各戸メーター（遠隔指示）及び集中検針盤を設置し、水道局が、集中検針盤で各戸検針及び水道料金等の徴収を行う方式</p> 	<p>一括式</p> <p>水道局が設置した基本メーターを検針し、建物全体分の水道料金等を建物の所有者等から一括して徴収を行う方式（アパート料金制度適用含む）</p> 

※「普通式」の主な適用条件

- 1 水道局が給水する民間共同住宅（住居が2戸以上）であること
- 2 共同住宅の所有者が設置した各戸メーターは、水道局に無償譲渡すること
- 3 水道局の定める「メーター等設置基準」に適合していること
- 4 分譲住宅にあつては、建物の区分所有者全員の同意があること（新設を除く）
- 5 オートロックの解除方法を届けること

（注）このほかにも条件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。



◆給水負担金の取り扱い

○平成23年3月31日以前に工事申請している共同住宅と平成23年4月1日以降に工事申請する共同住宅とで取り扱いが異なりますので詳しくはお問い合わせください。

◆その他

- 1 「普通式」を希望される場合は、所有者等が水道局に申請してください。その後、各戸検針・各戸徴収に関する契約を結んでいただきます。
- 2 既存の共同住宅で、「普通式」に変更する場合は、申請前に水道局との事前協議が必要です。
- 3 既存の共同住宅で、水道局の定める「メーター等設置基準」に適合するための改造費用については、所有者等のご負担となります。
- 4 水道メーターは、計量法に基づき有効期間が8年となっております。

「遠隔式」又は「一括式」を選択される場合、各戸メーターは所有者等の費用負担で有効期間満了前にお取り替えをお願いします。

【契約・検針・徴収に関すること 料金課 TEL：213-8514】
【工事・給水負担金に関すること 給排水設備課 TEL：213-8523・8524】

アパート料金(共同住宅水道料金特例)制度について

水道料金は、メーターの口径別による基本料金と使用水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額となっております。

しかしながら、共同住宅の場合、一戸建て住宅にお住まいの方と水道使用の実態に大きな違いは無いにもかかわらず、全使用者が1使用者扱いとなるため、一戸建て住宅の場合より水道料金が割高となるケースがあります。このような取扱いを避けるため、申請により、共同住宅にお住まいの方が一戸建て住宅にお住まいの方と同じような取扱いを受けられるようにしたのがこの制度です。

しかし、この制度は、使用水量と入居戸数によってはアパート料金制度を適用することで、通常の料金計算と比較して割高になる場合がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

○対象となる共同住宅 基本メーターが1個ある共同住宅で、屋内に給水栓が設置されており、各世帯がそれぞれ独立して水を使用する設備のある共同住宅が対象となります。大学等（学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校）の学生寮にあつては、各居室が完全に区画され独立しており、かつ、料金の負担者が各居室の入居者であることとなっております。

○その他 下水道使用料についても、アパート料金制度が適用されます。

申請後に住宅部分の世帯数の増減、申請者等の変更があったときは、必ずお客様料金センターへ届け出てください。



【お客様料金センター TEL：812-6171】